

宮城県行政評価委員会政策評価部会 (令和7年度第2回)

日 時：令和7年7月14日（月曜日）

午後3時から午後5時まで

場 所：宮城県行政庁舎6階 企画部会議室
(対面、オンライン併用)

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

個別施策に関する審議（ヒアリング）

①施策7：家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築

②施策13：障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現

4. その他

5. 閉会

○大場課長補佐兼企画員（班長） それでは定刻になりましたので、ただ今から「令和7年度第2回宮城県行政評価委員会 政策評価部会」を開催させていただきます。

オンラインで御出席予定の西川委員はまだ接続されていませんので、先に始めさせていただきます。

なお、本日の行政評価委員会政策評価部会は、対面方式とリモート方式の2つの形式での開催となりますが、リモートで参加されている方に配慮し、御発言の際はお手元のマイクを御使用ください。また、ハウリングの恐れがありますので、御発言の時以外はマイクの電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、宮城県企画部長の梶村和秀より御挨拶を申し上げます。

○梶村企画部長 改めまして皆さんこんにちは。本日は宮城県行政評価委員会政策評価部会に御多忙の中お集まりいただきありがとうございます。

本日は、天気予報で台風が近づいてきたものですから、皆さんの御迷惑にならないか心配しておりましたが、今のところ風がやんでおり、このままお帰りになるまで続いてほしいと祈念して参りました。

この部会では、前回はナノテラスの活用、企業のデジタル化推進、お米の生産方針などについて御議論いただきましたが、本日は施策7「家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築」、施策13「障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現」について御議論いただくことになっております。

委員の皆様には忌憚のない御意見をいただき、それを我々がしっかりと汲み取って、さらなる県政の推進につなげていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大場課長補佐兼企画員（班長） 続きまして、本日お集まりの委員の皆様及び職員を紹介させていただきます。お配りしている次第の次のページに出席者名簿がございますので、出席者の名簿の順に御紹介させていただきます。

はじめに、部会長をお願いしております佐藤 健委員でございます。

副会長をお願いしております、舘田 あゆみ委員でございます。

続きまして、金田 裕子委員でございます。

狩野 クラ子委員でございます。

菅原 真枝委員でございます。

高山 純人委員でございます

オンラインで御出席の佃 悠委員でございます。

オンラインで御出席の丸尾 容子委員でございます。

続きまして、県職員の紹介をさせていただきます。ただいま御挨拶を申し上げました企画部長の梶村 和秀でございます。

企画部総合政策課企画・評価担当課長の武田 佳奈恵でございます。

最後に私、本日の司会を務めさせていただきます大場 弘子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、企画部長の梶村は他の公務のため、これにて退席させていただきます。

続きまして定足数の報告をさせていただきます。

本日は佐藤部会長をはじめ、現時点で8名の委員に御出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定により、委員の半数以上とされている定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

次に会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規定第5条の規定により、当会議は公開といたします。また、正確な議事録の作成のため、本会議については録音等させていただきますので御了承願います。

それでは次第の3、議事に移らせていただきますが、ここからの進行については行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、佐藤部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 本日第2回の委員会にお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。今日も限られた時間ではありますが、私たちは県民の代表であることを忘れずに、忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入らせていただきます。先ほどお話のとおり、施策7と13の2施策のヒアリングをさせていただきますので、最初に進行について事務局から説明をいただきますとともに、関係課室の入室もいただければと思います。

○武田企画・評価担当課長 それでは事務局から、ヒアリングの進行等について御説明します。

資料1を御覧ください。ヒアリングを行う際の留意事項について記載しております。

本日は、施策7及び施策13についてヒアリングを行います。

事前に基本票を御確認いただいておりますので、各施策の概要説明は省略させていただきます。円滑にヒアリングを進めるため、質問は可能な限り1問1答形式でお願いします。

1施策につき、ヒアリングの時間は25分とします。

審議時間の延長は行いませんので、ヒアリング終了の時間となりましたら、部会長の指示に従い、速やかに質問を切り上げてください。

審議時間が限られておりますので、判定を行うために必要な質問に厳選してください。

質問への回答は、施策評価担当課室が中心となって行いますが、必要に応じて目標指標担当課室や推進事業担当課室も行います。

以上で資料1の説明を終わりますが、資料2としまして、ヒアリング関係課室出席者の名簿をお配りしておりますので、あわせて御確認ください。

ヒアリングの進行については、以上でございます。

○佐藤部会長 それではさっそく施策7のヒアリングに入らせていただきます。各先生方の専門的な見地から御質問や御意見をいただければと思います。

事前の質疑応答をしていただいている先生方から先に、改めて確認したいことなどいただければと思います。まず金田先生と菅原先生から、改めてあるいは追加での御質問等があれば。いか

がでしょうか。

○金田委員 お忙しい中、丁寧に事前質問に答えていただきありがとうございました。私が質問した、地域学校協働活動について、様々質的に学べるネットワーク構築を図っているとのことで、数は増えていくだろうと思いますが、実際にうまく機能しているかどうかをどのように見取って、成果として上げていくのかをもう少し伺えればと思います。

○佐藤部会長 御質問の趣旨は、数値的なパーセンテージのアウトプットと、アウトカムとしてどのような状況が生まれてきているのかということでしょうか。

○金田委員 こちらは、A評価になっており、80%とかなりのところが学校地域支援活動の母体はできているのですが、私も存じ上げている学校でもいろいろあり、母体はあっても機能していないところがあると伺っています。その辺りの実際の成果をどのように見るのかという質問の趣旨です。

○三浦生涯学習課総括課長補佐 生涯学習課の総括課長補佐の三浦です。御質問にありました、地域学校協働活動とは、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働しながら学校を核とした地域づくりを目指すというところでやっておりますが、お話のありましたとおり、地域によっては活動が形骸化していたり、地域が一方的に学校を助ける、支援するという状態になってしまっているところもあると伺っています。

成果として把握するというのは、数値以外のところで言うと、各圏域で研修会等を行う際に、アンケート調査等を通じて、実態やどういったところが求められているのかを聞き取りしながら次の施策に活かしているところでございます。

そういった機能不全に陥っていたり、十分ではないところについては、地域学校協働活動の各種研修会等を通しまして、地域コミュニティの活性化や維持、学校を核とした地域づくりを目指すためにもこの活動が必要なのだという本来の目的の理解促進を図っていくというところで、成果を出していくようにしています。

○佐藤部会長 菅原先生は何かございましたらお願いします。

○菅原委員 私の方からも同じ、地域学校協働活動について質問をさせていただいて、回答のとおりののだと思いました。

若い世代の方々に参画していただくために様々な取組をされていると思いますが、回答の中には中高生が活動に参加したり、大学生の事例もあり活発になってきている良い事例があって、そういった事例を研修会を通じて紹介をしているという回答でしたが、「こういう事例がありますよ。」というのは、研修の内容としては良いものだと思いますが、先程の金田先生の質問と関連して、その後の中身の部分、紹介をした後に「私たちのところではこういうことを取り込めるのではないか。」といった具体的な取組につながっていかないと、質の確保は難しいのではないかと思います。

好事例の紹介に加えて、どのような工夫をされているのかお伺いします。

○三浦生涯学習課総括課長補佐 若い世代の参画をより進めるために工夫していることについては、回答のとおり好事例の紹介があります。好事例を紹介しながら、先程の回答と被りますが、各地域での取組の状況を聞きつつ、好事例を紹介したことによって他のところでどう波及したかを把握しながら次の年の取組を進めています。また、地域活動に積極的にかかわるような若者の育成も併せて行っており、当課では、ジュニアリーダー研修や宮城ユースプロジェクトといった地域活動をテーマに体験活動などを通じて、地域との関りを学ぶ若者を育成しており、そういった若者たちを市町村での様々な取組に活用してもらうということで、若い人を育てながら、市町村での取組で若者を取り込んでいくような仕組みを好事例の紹介等を通じてお知らせしているところです。

様々なところで、好事例を参考にこういう取組をしているということは伺うのですが、それを成果として「このくらい進んでいる。」と提示できるものは昨年度のものではすぐには出てきませんが、若者の育成と好事例の紹介を通じて少しずつですが実際に取り組んでいただく市町村が増えているところです。

○佐藤部会長 施策7について他の委員の皆様から御質問や確認したいことがあれば、オンラインの先生方もいかがでしょうか。

○高山委員 単純に、評価の仕組みかもしれませんが、朝食を毎日食べる児童の割合が93.1%でD評価になっていますが、それに寄与する推進事業がルルブルくらいしか見つけられませんでした。そうすると、ルルブルに効果がないと目標指標の評価はDのままとなってしまうのではないかと思ったのですが、その点、ルルブル以外に効果を上げる推進事業があるのか、改善の余地があるのかお伺いしたいです。

○佐藤義務教育課課長補佐(班長) 朝食を毎日食べる児童の割合(小学校6年生)ということで、おっしゃるとおり、ルルブルの活動を通して達成状況等を分析しているところです。

○高山委員 推進事業では、ルルブル以外に子どもの朝食の割合を高められるような事業はないのでしょうか。

○佐藤義務教育課課長補佐(班長) こちらはルルブルにより取り組んでいるというのが回答となります。

○佐藤部会長 他にいかがでしょうか。ではどうぞ、狩野先生。

○狩野委員 昨年虐待件数を伺った際に、年々増加しているという数値をいただきました。里親の委託なども、なかなか伸び悩みをしている数値で、厳しい現状だとみておりました。実際に保護される件数そのものは、周囲の方々の認知力や通報してくださる方が増えているということもあると思いますが、そこから実際に親子分離をしなければならない件数、一時保護をしなければならない件数がどうなっているのか、また、そういった方々に対する親子再統合の事業などありますが、そういった事業の成果について、どのように評価されているのか教えていただきたいです。

○西城子ども・家庭支援課長 子ども・家庭支援課長の西城と申します。確かに虐待相談件数は増加傾向にあり、一時保護の数も増えている状況です。

一時保護所の充実や児童養護施設、里親制度の充実を図ることが非常に大事だと感じております。里親については、宮城県では震災後、震災孤児に関わる親族里親の件数が多く、過年度は委託率の数値が出ていましたが、孤児の子どもたちが成長し委託解除される中で、委託率そのものは下がってきています。

先般、国の方でも里親委託率として就学前は75%、就学以降は50%といった形で目標を掲げており、本県も昨年度、社会的養育推進計画を全面改定した中で、国と同じ数値で里親委託率を掲げています。里親について言えば、すそ野を広げること、それから現在登録されている里親自身のスキルアップを図るために研修などを通して支援していきたい、また今後、広報等も行っていきたいと考えております。

相談件数や一時保護件数が増える状況下において、我々も努力しておりますが、まだまだやっていかなければならないという意味で評価という点ではなかなか厳しい状況だと感じております。

○佐藤部会長 他にいかがでしょうか。

西川先生も入っていらっしゃいました。施策7について事前の質疑応答された先生以外でも、自由に御質問いただいている時間ですが、いかがでしょうか。

○西川委員 1点だけ、少し関係ない話かもしれませんが、こども食堂について、非常に良い取組

で、数も増えていて、目標も達成していて良いと思うのですが、実は私、食の安全推進会議の方をやっているのですが、その中でこども食堂の食の安全についての考え方も、今後少し取り入れてもらおうと、何か問題が起きた時に迅速に対応できるのではないかという意見があったのですが、そのあたり、視点が少し違って恐縮なのですが、もし可能であれば教えていただけると幸いです。

○西城子ども・家庭支援課長 子ども・家庭支援課です。こども食堂については開始の段階で、これは環境生活部になるかと思いますが、保健所に届出するような形で今実施しているところがございます。その後の安全に関しましては、今申し上げるべきことはないのですが、そういった視点もやはり必要なのかなと捉えております。

○西川委員 わかりました。何か問題があると大変ですので、やはりしっかりとサポート、トレースをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、持ち時間はまだ少しありますけれども、施策7のヒアリングをこれで閉じさせていただきます。担当室の皆さん、本当にありがとうございました。

(施策7評価担当課室の退出)

○高山委員 施策に対して推進事業が複数ある場合と、1つしかない場合とがあります。1つしかない場合に、その施策を評価していくのが妥当なのかどうか。一本足打法で上げるものがないものに対して、レイヤーとして施策があるならば、推進事業が複数あって、どれが良い・悪いという評価に意味があるのだと思います。

これと言うと目標指標1つに、推進事業が1つしかないものが他にもあるとすると、中間指標の作り方というか、推進事業が複数あるから目標指標が成立するのではないかというところから、評価して意味ある数字なのかなと思ってしまいました。

単純に中間指標を設定したタイミングによって、ずれが生じることもあると思いますが、事業が1つしかないのに指標があり、それを他と同じように評価していくことに違和感があります。

その点、今後同じようなレイヤーで立てるのか、あるいは項目として整理していくのか、疑問に思いましたので伺いました。

○武田企画・評価担当課長 ありがとうございます。この指標の部分は、令和3年度に基本的に設定され、その後の評価で見ていくものとなっております。

令和3年度の時点で、これに紐づく事業が他に存在したかどうかまでは、把握しておりませんが、おっしゃるとおり、この指標を達成するためにどの事業が関係しているのかを関連付けるのは難しい点がございます。複数の指標に結びついている事業もあれば、御質問いただいたように、結果的にこの一つだけだったというものもございます。

指標の考え方は、当課としても非常に課題と捉えております。令和7年度以降の中期実施計画を策定する際には、昨年度末に指標の見直しを行いました。

ただ、全てが大きく変わったわけではなく、維持しているものも少なくありません。前回の部会でもお話がありましたが、事業から指標に至るまでのクッション的な要素、あるいは、その推進事業が一つしかない場合に評価を設けるべきかどうかについては、引き続き検討させていただきたいと考えております。

より適切な評価ができるよう、当課としても評価を行う上で、この指標が基準の一部であるとしても、目標達成度が見えてくる重要な数値であるため、指標の作り方、設定の仕方については引き続き検討してまいります。

(施策 13 評価担当課室の入室)

○佐藤部会長 それでは、時間になりましたので、施策 13 のヒアリングに入らせていただきます。
お忙しい中、担当室の皆様、大変ありがとうございます。

それでは早速ですが、各委員から、事前に御質問いただいている点の再確認や改めての質問があればお願いいたします。最初に狩野先生から何かございましたらお願いします。

○狩野委員 数値的な目標についてですが、やはり人が人を支援するという点で、退院後 3 ヶ月時点の退院率や長期入院者の退院者数など、その方の生活や生活を支えるという点では、いろんな方策をとってもなかなか上げにくいものではないかと思っておりますが、中には上がっていたものが下がったり、下降傾向を示している、入院後 1 年時点の退院率や長期在院者数などが悪化傾向にあります。

一人ひとりを支援していくことが最終的には重要だと思いますが、県として施策を進める上で、ある程度共通項を捉えながら進めていくと思います。現状、この数値が悪化している中で、これまでに展開してきた事業の評価や、今後どのように工夫して展開していくのかを教えてください。

○村上参事兼精神保健推進室長 精神保健推進室でございます。今回御質問いただきました入院中の精神障害者の地域生活への移行に関して、入院 3 ヶ月時点の退院率と入院後 1 年時点の退院率を目標指標として記載しております。

特に、入院後 1 年時点の退院率は、令和 3 年度から比較して若干率が落ちてきており、目標に到達していない状況です。御質問にもありましたが、このあたりはやはり入院者の年齢構成などが大きく影響していると見ております。

特に高齢化が進み、1 年以上の入院患者に占める高齢者の割合が非常に高くなってきています。高齢者になりますと、医療、福祉、住まい、家族関係といった様々な要因で退院に結びつきにくい状況になります。

当室の施策としては、この 1 年以上の入院に至らないよう、入院期間を短くする施策を行いながら、高齢者にはきめ細やかな施策によって、できるだけ退院に結びつけていくという両面が必要だと考えております。

1 点目の長期入院に至らないという部分については、いわゆる難治性の疾患に対する治療がきちんと行われるようにする取組があります。

もう 1 つの高齢者向けの取組としては、社会資源の不足を補うような受け皿作り、あるいは退院のノウハウを医療従事者や福祉関係の従事者にきちんと伝えていくといったことにも取り組んでまいりたいと考えております。

○狩野委員 おそらく、お一人お一人にケアをしようとすると、人的な環境、つまり支援する側の人数も相当必要になると思いますが、そのあたりの過不足状況や見解についてはいかがでしょう。

○村上参事兼精神保健推進室長 精神科病院においては、看護体制など、定められた形のものがございまして。その中でも、やはり支援看護師の確保や医師の確保が難しい状況であり、病棟もなかなか十分に稼働できない状況です。

このような状況は年を追うごとに厳しくなっていると感じております。その中で、やはり病院の間の役割分担が非常に重要になると考えております。現在、精神医療センターの建て替えの議論の中でも、県立精神医療センターと民間の病院との役割分担、また精神疾患の患者や身体合併症を持った方を見る総合病院との役割分担といったことが必要になってくると思っております。そのような中で、劇的な改善が難しい中で、効率的に連携を図ることで対応していくことを目指

してまいりたいと考えております。

○佐藤部会長 それでは、他の委員の皆様から何か御質問や確認したいことがあれば、自由に発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○館田副部会長 初歩的な質問をさせていただきますが、障害者には様々な障害があると思います。身体的な障害、例えば目が見えない・耳が聞こえないといったものから、精神障害まであります。それらのボリューム、つまり県内にどのような障害を持つ方がどれくらいいるのか、大体のところを把握されているのでしょうか。

最近聞いた話ですが、発達障害は定義が変わっていく中で、病気と認定される数が増えてきており、日本かアメリカか忘れましたが、3%くらいに近づいていると言われていたと聞きました。これはかなりのボリュームだと思います。

そこで、県としては、大体どのような障害の方が県内にどれくらいいるのかボリュームを把握されているのか、そして、今回の様々な指標を見ると、精神障害に関するものが指標として大きいのですが、それはやはり課題として精神障害の方の課題が大きいからなのでしょう。また、精神障害といった時に、認知症や高齢の方がどうしても増えているために、入院期間の長さやグループホームなどの問題が出てきているのか、という質問です。

つまり、ボリュームを把握されているのか、そしてその中で一番大きな問題が精神疾患、特に高齢の精神障害者の方なのか、という質問です。よろしいでしょうか。

○野呂障害福祉課長 障害福祉課です。まず、令和6年度の数値について申し上げますと、身体障害者手帳をお持ちの方が、県内で約7万5千人、知的障害、療育手帳をお持ちの方が約2万3千人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が約2万6千人となっております。傾向について申し上げますと、身体障害の方は徐々に減少傾向にあります。平成25年が約8万2千人でしたので、減ってきています。知的障害の方は少しずつ増えてきていまして、平成25年が1万7千人強でしたので、若干増えつつあります。精神障害の方については、平成25年が1万3千人程度でしたので、倍増している状況にあります。

精神障害者保健福祉手帳を取得される中に、発達障害や高次脳機能障害の方が入ってくるので、認知症や高齢の方ということではなく、今話のあったような、社会的に発達障害というものが障害の一つとして社会的に浸透しつつあり、それで手帳をとられる方が増えてきていると認識しております。

○村上参事兼精神保健推進室長 施策評価シートで精神障害に関する数値を掲げているのは、障害福祉計画や地域医療計画において、精神障害者に関する目標を設定しているためです。この入院率や退院率などについては、障害者の人権、特に精神障害者の人権といった観点も考慮して、数値目標に多く盛り込んでいる状況かと思います。

○館田副部会長 ありがとうございます。そういった、人権の問題などが精神障害の方においてより大きいという意味も含めて、という理解でよろしいでしょうか。

○野呂障害福祉課長 指標に精神障害の部分が多く含まれていることについては、先ほど室長からも申し上げたとおりですが、より県としてこの部分に課題が多いと捉えていると御理解いただけると幸いです。やはり現在、様々な事業で手をつけなければならない喫緊の課題がある分野だと認識しております。

身体障害については、かなり昔から長年取り組んできた分野ですので、新たにというよりは、継続して行っている分野が多いです。当事者の方も身体障害者の方は昔から御自身の意見を話せる方が多いため、これまでも当事者団体等との意見交換の中で数々の施策が実現してきています。

一方、知的障害や精神障害の分野になると、比較的新しい分野であり、なかなか当事者の声が

県の方でも捉えきれない部分があるため、そこは今、積極的に取り組まなければならない、一生懸命やらなければならないということで、指標に多く入れている形かと思っております。

○館田副部長 ありがとうございます。よく分かりました。

○佐藤部長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。佃先生どうぞ。

○佃委員 御説明いただきありがとうございました。音声が途中途切れ途切れでしたので、重複してしまう点があるかもしれませんが、大都市圏、東京や大阪に比べて、仙台自体も不利なのかと思いますが、宮城県内でも仙台と他の市町村とでは、福祉行政や障害者福祉の資源にかなり差があるのではないかと思います。

その中で、地域包括ケアも進められているとのことですが、その市町村間の格差を埋めるような施策について、県の方ではどのように取り組まれているのかお聞かせいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○村上参事兼精神保健推進室長 ありがとうございます。精神分野につきましては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムという、「にも包括」と言っておりますが、こういった施策は、一昨年度までは地域移行の事業として行っていたものを、より幅広く「にも包括」という形で、昨年度から事業化しております。

その中で、やはり医療面については、お話のとおり仙台市内への一極集中、仙台医療圏への集中が見られ、精神分野においても全く同じ状況です。

医療資源を県内に分散させることはなかなか難しいですので、これもやはり役割分担という形で、それぞれの地域の医療機関と仙台市内の医療機関とで役割を分けて考えております。

例えば、てんかんや摂食障害など専門性の高いものについては、県が県内の拠点病院を指定し、地域の病院と連携していくことで、地域格差を減らしています。また、精神科救急につきましても、県立精神医療センターが主要な部分を支えながら、地域の病院が輪番制で役割分担をする形で対応しております。

ただ、地域移行を進めるにあたっては、特に福祉分野においては、身近な地域での支援が必要になりますので、そういった部分については、地域資源を各地に分散的に配置していくような施策についても、今後取り組んでまいりたいと考えております。

○佃委員 ありがとうございます。障害者は症状が多岐にわたり、補助率もそれほど高くないこともあり、難しい点があるかと思います。

もう1点質問したいのですが、かなり高齢、つまり障害者も高齢になっていく中で、親御さんだけの介護が難しくなる問題はかなり大きいと思います。その辺りの親御さんへの支援や、レスパイトのような補助について、県の方で何かされていることはあるのでしょうか。

○野呂障害福祉課長 障害福祉課でございます。今の御質問でお話しさせていただきますと、施設入所の話になるでしょうか。レスパイトということでしょうか。

○佃委員 地域に戻すという際には、自宅での継続居住も視野に入ってくると思いますが、一方で、その場合、障害者が高齢化していくと、親御さんたちも高齢になり、グループホームに入れる方は良いのですが、入れない方への支援の穴、つまり取り残されてしまう方々も出てくると思えます。

その辺りへの支援として、例えば親御さんが一時的に休憩できるようなショートステイや、休養を取れるような支援について、県で何か進められている事業があれば、それはかなり重要な事業だと考え、質問いたしました。

○野呂障害福祉課長 ありがとうございます。レスパイト的なところで申し上げますと、障害者支援施設への短期入所事業、通常ショートステイなどと呼んでいますが、そういった形でサービス給付の中で行われている事業がございます。市町村の方でサービス給付の区分を決めて、その方

の該当する区分に応じて何日程度利用できるか、また家族の状況なども考慮した上で、市町村の判断により決定されることになります。

その上で、現在、家族会や各関係団体と相談させていただいているのは、まさに委員から御指摘いただいたように、保護者、つまり親御さんや介護されている方の高齢化、あるいは親なき後、という問題です。

障害を持つお子さん、もう大人ですが、親御さんやきょうだいにとっての、残された障害者の方が自立して生活していけるか不安だという御相談が多く寄せられています。この問題については、グループホームで自立できる方はそれで良いと思いますが、仮にグループホームで一定期間自立できたとしても、その後高齢化が進めば、障害のない方であってもずっとそこにいられるとは限りません。

そうすると、高齢化が進むと、障害の有無に関わらず、自分で自立できない場面が訪れる可能性もございます。そういったことも含め、最終的には施設の受け皿をしっかりと確保しておかないと安心できないという声を多数いただいております。

これについては、現在入所施設に入所されている方々の中で、地域で生活できそうな方、地域移行できそうな方については、できるだけ地域に移行していただき、グループホームなどを利用していただく。そして、保護者の方が高齢化したり、自身が高齢化してなかなか自分で対応できなくなった方については、施設に入所していただくという形で、今ある社会資源を十分に活用しながら、その人が生活するのにふさわしい場所にそれぞれが順次移っていただけるよう、最適化を図っていく形で進めていけたらと考えております。

○佃委員 ありがとうございます。新たな施設を作ることも難しい中で、症状や必要な支援が多様化していますので、他の福祉行政とも連携しながら、漏れなくサポートしていただければと思います。ありがとうございました。

○佐藤部会長 他に何かございますでしょうか。高山先生どうぞ。

○高山委員 評価の部分に関してですが、施策の目標指標がA、A、D、D、D、Bで、再頻出がDと4段階評価で見ると、2.3という評価は「やや遅れている」に近いと感じています。

しかし、施策評価としては「概ね順調」でしたので、そこに何か特別な理由や根拠的なものがあれば教えていただけるとありがたいです。お願いします。

○野呂障害福祉課長 障害福祉課です。まさに横並びで見ると、A、A、D、D、D、Bということで、Dが多く見えるのはそのとおりです。先ほどからお話、御指摘もいただいておりますとおり、この指標101、102、103は精神障害者の関連している項目として捉えており、その達成度がDではありますが、他の分野、例えばグループホームの利用者数や就労のところなどについては、「概ね順調」だと考えておりましたので、そういった面でトータルで見ますと、今回の評価とさせていただきます。

○高山委員 障害者、特に精神障害者の部分が低く並んでいるけれども、トータルで見ると「概ね順調」だということですね。理解しました。ありがとうございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。オンラインで御参加の先生方もよろしいですね。

それでは、以上をもちまして施策13のヒアリングを終了させていただきます。お忙しいところありがとうございました。

(施策13評価担当課室の退出)

○佐藤部会長 はい。以上で、本日予定しておりました2つのヒアリングを終了しましたが、全体を通して何か御意見はありますか。よろしいですか。

それでは以上で、議題の3、議事を終了させていただきます。

次に4「その他」のところで事務局から御説明があるそうですので、よろしくお願いします。

○武田企画・評価担当課長 それでは、その他といたしまして、次回の第3回部会を御欠席される委員の方々への対応について説明させていただきます。

23日午後3時から第3回部会を開催予定ですが、この第3回部会では、8政策18施策の県の評価原案に対する妥当性を「適切」・「要検討」の2区分で判定し、意見を付すべきものには意見を頂戴する予定となっております。

4月当初、日程調整を行った段階では、4名の委員が御欠席の予定でしたが、現時点では出席いただける委員が多くなっております。丸尾委員には御欠席の連絡をいただいておりますが、その他の皆様はWeb参加または対面参加で参加いただけると回答いただいております。

当初御欠席の委員が多いという予定もありましたので、以前から欠席の委員には、その分野の政策・施策に関する判定や御意見が反映しにくくなる可能性があると考え、事前に御意見を頂戴したいと考えておりました。

第3回部会の出欠の連絡と合わせて、意見聴取用の様式も送付させていただいたところです。今回、丸尾委員が御欠席とのことではございますが、ぜひ、施策の「適切」・「要検討」の判定及び御意見がございましたら、また、もし急遽御欠席に変更される委員がいらっしゃいましたら、そちらにご記載いただき、18日（金）までに事務局に御提出をお願いできればと思います。

本日が第2回で、23日が第3回開催となりますので、期間が非常にタイトな状況です。つきましては、18日までに意見を頂戴する場合には、優先的にグループ分けした該当する政策・施策を御確認いただき、その他の政策・施策についても、判定や意見の記載が可能でしたらお願いしたいと思います。まずは、御担当のグループの政策・施策をお願いいたします。

なお、答申案の総論にあたるⅠからⅢの部分については、事前に意見聴取は行わず、部会終了後、答申案として委員の皆様にご確認いただく際に、御意見等があれば反映できればと考えております。事務局からは以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。先生方におかれましては、お忙しい中日程調整に御協力いただき、大変申し訳なく思います。今の第3回部会の進め方に関する説明について、何か御質問や御意見はございますでしょうか。

この進め方でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、予定どおり7月23日に第3回部会を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、議事の私の役目はこれで終了だと思いますので、事務局の方にお返しします。

○大場課長補佐兼企画員（班長） 長時間の御審議にお疲れ様でございました。以上を持ちまして、「令和7年度第2回宮城県行政評価委員会 政策評価部会」を終了させていただきます。

なお、2回目の事前質問への回答は7月17日頃にお送りする予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

合わせまして、第3回部会に御欠席される委員におかれましては、政策・施策の判定と意見の記載について作成していただきまして、期間が短く大変恐縮ではございますけれども、18日までに提出をお願いしたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。